

賃貸借契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。） とは、沖縄県住民基本台帳ネットワークシステムのネットワーク機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、機器等の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機器等の品名、数量 別紙1のとおり
(2) 設置・設定の条件 別紙2のとおり

- (3) 賃借料 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので賃借料に10/110を乗じて得た額である。

- (4) 賃借期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。

- (5) 契約保証金の額 金 円

（賃借料の支払）

第3条 乙は、月ごとに賃借料 円をその月の翌月に、甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、適法な支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。

3 甲は自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、未払金額につき遅延日数に応じ、本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定に定める率を乗じて得た額に相当する遅延利息を加算して支払わなければならない。

4 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃貸借料の額は、次の算式により得た額とする。

$$\text{第1項の月割額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$$

(権利義務の移転禁止)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(機器等の移転)

第5条 機器等を別紙2の県が指定した設置場所から移転する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ行うものとする。この場合、機器等の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(再委託の制限)

第7条 乙は、第8条に記載の内容を除き、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(機器等の保守管理)

第6条 甲は、機器等について、自ら又は他のものに委託して保守管理を行うものとする。

(動産総合保険の付保)

第7条 乙は、賃貸借期間中機器等に動産総合保険を付保し、その費用は乙の負担とする。

2 機器等に係る保険事故が発生したときは、甲はただちにその旨を乙に通知するとともに、遅滞なく保険金受取に必要な書類を乙に提出するものとする。

3 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従うものとする。

(1) 機器等が修復可能の場合において、乙に保険金が支払われたときは、乙は当該保険金相当額を機器等の修復に要した費用に充当する。

- (2) 前号の場合において、乙に支払われた保険金の額が機器等の修復に要した費用に満たないときは、甲はその差額を負担する。
- (3) 機器等が滅失し、又は毀損して修復不能の場合において、乙に保険金が支払われたときは、乙は当該保険金相当額をもって、代替機の調達を行う。
- (4) 前号の場合において、乙に支払われた保険金の額が代替機の代価に満たないときは、甲はその差額を負担する。

(善管義務)

第8条 甲は、機器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(バージョンアップ)

第9条 甲は、ソフト販売業者から契約の範囲内でのバージョンアップの案内がある場合、遅滞なく乙へ通知するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、この契約に係る調達の手續に関して、苦情の申立てがなされた場合において、その処理結果が政府調達に関する協定の規定に違反していると認められたときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって乙に通知し、この契約を直ちに解除することができる。

(損害賠償)

第11条 甲の故意、又は重大な過失により機器等に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

(立入及び秘密保持)

第12条 乙は、機器等の搬入又は交換・修理等のために機器等の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

- 2 乙又は、乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙又は、乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、個人情報の取扱いについて、下記による事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務の実施にあたっては、個人情報保護の重要性を認識し、また、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に個人情報を取扱うこと。
- (2) 業務の遂行にあたり知り得た個人情報を業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。また、個人情報の漏洩、毀損及び滅失の防止その他個人情報の適切な

管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (3) 沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）の規定に違反した場合、罰則の対象となることがあることを了解のうえ、業務を実施するものとする。

（解約）

第 14 条 甲は、第 2 条の規定にかかわらず、自己の都合により、この契約を解除するときは、1 カ月前に文書をもって乙に通知するものとする。

（アプリケーションソフト使用权）

第 15 条 この契約の終了又は契約の解除により、乙が甲に使用許諾したアプリケーションソフトの使用权は消滅する。

- 2 乙は、前項の使用权の消滅後、甲がアプリケーションソフトの著作権を有する者から使用权の設定を受けた場合、引続きアプリケーションソフトを使用することができるよう、甲に協力するものとする。

（機器等の返還）

第 16 条 この契約の終了又は契約の解除により機器等の返還に要する荷造り及び運送の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合のほか乙が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第 17 条 甲は、委託業務完了の日から起算して、1 年以内に限り、引き渡された成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）場合、乙に対し、その契約不適合の補修を求めることができる。

- 2 甲は乙に対し、前項の契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

（沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく契約解除）

第 18 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(沖縄県暴力団排除条例の規定に基づく不当介入に関する通報・報告)

第 20 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(予算の減額又は削除に伴う解約)

第 21 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約成立の翌年度以降において、この契約に係る沖縄県の歳入歳出予算が成立しなかった場合は、甲はこの契約を解除することができ、この予算不成立による契約解除に伴う違約金については、沖縄県に請求することはできない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 22 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 23 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第24条 乙は、この契約条項の他、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守するものとする。

(契約に関する紛争等の解決)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

(特約)

第26条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約のため、契約成立の翌年度以降において、この契約に係る沖縄県の歳入歳出予算が成立しなかった場合は、甲はこの契約を解除することができ、この予算不成立による契約解除に伴った違約金については、乙は甲に請求することができない。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保有する。

令和5年*月**日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

乙